



栃木県公報

平成 27 年
6 月 5 日(金)
第2687号

目 次

規 則

- 災害救助法施行細則の一部改正..... 545
- 栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正..... 546

告 示

- 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等の一部改正..... 546
- 振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定等の一部改正..... 546
- 補助金等の名称等を定める告示の一部改正..... 547
- 土地改良区定款変更の認可..... 547
- 栃木県と茨城県との区域の境界に係る道路の管理の方法..... 548
- 道路の区域の変更..... 548
- 道路の供用開始..... 548

公 告

- 開発行為の工事完了..... 549
- 栃木県収入証紙売りさばきの廃止..... 549

人事委員会

- 平成27年度栃木県職員（社会人対象）採用試験の実施..... 549

規 則

栃木県規則第三十四号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年六月五日

栃木県知事 福田 富 一

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十五年栃木県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の部(一)の項の3中「三二〇円」を「三三〇円」に改め、同部(二)の項の2中「二、五三〇、〇〇円」を「二、六二一、〇〇〇円」に改め、同表二の部(一)の項の3中「一、〇四〇円」を「一、〇八〇円」に改め、同表三の部(三)の項の1の表中「一七、八〇〇円」を「一八、三〇〇円」に、「二二、九〇〇円」を「二三、五〇〇円」に、「三三、七〇〇円」を「三四、六〇〇円」に、「四〇、四〇〇円」を「四一、五〇〇円」に、「五一、二〇〇円」を「五二、六〇〇円」に、「七、五〇〇円」を「七、七〇〇円」に、「一九、四〇〇円」を「三〇、二〇〇円」に、「三八、一〇〇円」を「三九、二〇〇円」に、「五三、一〇〇円」を「五四、六〇〇円」に、「六二、一〇〇円」を「六三、八〇〇円」に、「七八、一〇〇円」を「八〇、三〇〇円」に、「一〇、七〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に改め、同項の2の表中「五、八〇〇円」を「六、〇〇〇円」に、「七、八〇〇円」を「八、〇〇〇円」に、「一一、七〇〇円」を「一二、〇〇〇円」に、「一四、二〇〇円」を「一四、六〇〇円」に、「一八、〇〇〇円」を「一八、五〇〇円」に、「二二、五〇〇円」を「二二、六〇〇円」に、「九、四〇〇円」を「九、七〇〇円」に、「二二、三〇〇円」を「二二、六〇〇円」に、「一七、四〇〇円」を「一七、九〇〇円」に、「二〇、六〇〇円」を「二二、二〇〇円」に、「二六、一〇〇円」を「二六、八〇〇円」に、「三三、四〇〇円」を「三三、五〇〇円」に改め、同表六の部(三)の項中「五四七、〇〇〇円」

を「五六七、〇〇〇円」に改め、同表八の部(三)の項の2のイ中「四、一〇〇円」を「四、二〇〇円」に改め、同項の2のロ中「四、四〇〇円」を「四、五〇〇円」に改め、同項の2のハ中「四、八〇〇円」を「四、九〇〇円」に改め、同表九の部(三)の項の4のロ中「五、二〇〇円」を「五、三〇〇円」に改め、同表十の部(三)の項中「二〇六、〇〇〇円」を「二〇八、七〇〇円」に、「一六四、八〇〇円」を「一六七、〇〇〇円」に改め、同表十二の部(三)の項中「二三三、九〇〇円」を「二三四、三〇〇円」に改める。

別表第二の(一)の項の表中「二三、一〇〇円」を「二三、六〇〇円」に、「四、六二〇円」を「四、七二〇円」に、「二五、七〇〇円」を「二五、八〇〇円」に、「三、一四〇円」を「三、一六〇円」に、「一四、九〇〇円」を「一五、〇〇〇円」に、「二、九八〇円」を「三、〇〇〇円」に、「一四、六〇〇円」を「一四、三〇〇円」に、「二、九二〇円」を「二、八六〇円」に、「一六、二〇〇円」を「一六、一〇〇円」に、「三、二四〇円」を「三、二二〇円」に、「二三、六〇〇円」を「二三、六〇〇円」に、「四、五二〇円」を「四、七二〇円」に、「二三、三〇〇円」を「二四、三〇〇円」に、「四、六六〇円」を「四、八六〇円」に、「二〇、九〇〇円」を「二二、九〇〇円」に、「四、一八〇円」を「四、三八〇円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第一及び別表第二の(一)の項の表（救急救命士並びに土木技術者及び建築技術者に係る部分を除く。）の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

(危機管理課)

栃木県規則第三十五号

栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年六月五日

栃木県知事 福田 富一

栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成十七年栃木県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三(4)騒音に係る規制基準の表三の項の第二欄中「図書館並びに」を「図書館、」に、「の敷地」を「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年六月六日から施行する。

(環境保全課)

告 示

栃木県告示第二百九十一号

特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等（昭和四十七年栃木県告示第七十号）の一部を次のように改正し、平成二十七年六月六日から適用する。

平成二十七年六月五日

栃木県知事 福田 富一

一の項中「図書館並びに」を「図書館、」に、「の敷地」を「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（次項において「学校、病院等」という。）の敷地」に改める。

三の項を次のように改める。

三 建設騒音告示別表第一号に規定する区域は、前項に規定する第一種区域、第二種区域及び第三種区域の全域並びに同項に規定する第四種区域の区域内に所在する学校、病院等の敷地の周囲おおむね八十メートルの区域内とする。

栃木県告示第二百九十二号

振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定等（昭五十二年栃木県告示第七百十五号）の一部を次のように改正し、平成二十七年六月六日から適用する。

平成二十七年六月五日

栃木県知事 福田 富一

一の項中「図書館並びに」を「図書館、」に、「（次項）を」並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定子ども園（次項）に改める。

（環境保全課）

栃木県告示第二百九十三号

補助金等の名称等を定める告示（昭四十七年栃木県告示第三百五十四号）の一部を次のように改正し、平成二十七年度分の補助金等から適用する。

平成二十七年六月五日

栃木県知事 福田 富一

産業労働観光部の部工業振興課の款ものづくり技術強化補助金の項交付の目的の欄中「並びに新たな事業活動を行う企業」を「成長産業に関連する企業の研究開発並びに下請取引に依存する企業」に改め、同項交付の対象である事務又は事業の内容の欄第三号中「新たな事業分野の開拓のための」を「自動車産業、航空宇宙産業、医療機器産業その他の成長産業に関連する」に改め、同項に次のように加える。

	<p>四 事業活動の相当部分を下請取引に依存する中小企業者等が行う自社製品の研究開発に要する次に掲げる経費</p> <p>(一) 原材料及び副資材の購入に要する経費</p> <p>(二) 機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費</p> <p>(三) 外注加工に要する経費</p> <p>(四) 技術指導の受入れに要する経費</p> <p>(五) 研究開発に直接従事する者の人件費</p> <p>(六) 知的財産権に係る出願等に要する経費</p> <p>(七) (一)から(六)までに掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費</p>	<p>当該経費の二分の一以内。ただし、千万円を限度とする。</p>	<p>中小企業者等</p>
--	--	-----------------------------------	---------------

（工業振興課）

栃木県告示第294号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成27年6月5日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	認可年月日
風見上平土地改良区	平成27年5月8日
江川南部土地改良区	平成27年5月18日

日 光 市 土 地 改 良 区

平成27年5月26日

(農地整備課)

栃木県告示第295号

栃木県と茨城県との区域の境界に係る道路の管理の方法について、道路法（昭和27年法律第180号）第19条第1項の規定による協議が平成27年5月28日成立したので、同条第5項の規定によりその内容を公示する。

その関係図書は、栃木県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年6月5日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の 種 類	道 路 の 区 域			管 理 者
	路 線 名	位 置	橋りょう名	
県 道	矢畑横倉新田線	結城市大字小田林字水深77番2地先から 小山市大字横倉字浦里999番地先まで	つむぎ橋	茨 城 県

栃木県告示第296号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成27年6月5日から同年7月6日まで一般の縦覧に供する。

平成27年6月5日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の種類 一般国道

路 線 名 293号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
/	前	さくら市向河原503から さくら市向河原4247まで	30.8～40.9	31.5	
	後	さくら市向河原503から さくら市向河原4247まで	26.0～32.7	31.5	

栃木県告示第297号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成27年6月5日から同年7月6日まで一般の縦覧に供する。

平成27年6月5日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
/	一般国道400号	大田原市赤瀬16-2から 大田原市北大和久53まで	平成27年6月5日
/	一般国道400号	大田原市末広1丁目3675-1から 大田原市末広1丁目3675-6まで	平成27年6月5日
/	一般国道461号	大田原市末広2丁目3031-1から 大田原市末広2丁目3031-9まで	平成27年6月5日

194	主要地方道 大田原氏家線	大田原市新富町3丁目1816-1から 大田原市新富町3丁目1812-1まで	平成27年6月5日
292	一般県道 矢畑横倉新田線	小山市大字横倉字浦里999から 小山市大字横倉字浦里1083-2まで	平成27年6月5日

(道路保全課)

公 告

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成27年6月5日

栃木県知事 福田 富一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
河内郡上三川町大字五分一字上野原65番6	河内郡上三川町大字三村332番地1 雇用促進住宅南2棟205	谷田 貝 典 生 谷田 貝 優 子
塩谷郡高根沢町大字上高根沢字木内1999番4	塩谷郡高根沢町大字宝積寺2427番地 22 パークタウンⅢ203	齋 藤 博 子
塩谷郡高根沢町大字平田字高谷畑1980番1、 1983番2	さくら市氏家2544番地	有限会社ハウス・ ネット
真岡市長田字山ノ腰1147番3、1147番6、 1148番4	真岡市長田1147番地3	箕 輪 勝 人

(都市計画課)

○栃木県収入証紙売りさばきの廃止

栃木県収入証紙条例（昭和25年栃木県条例第46号）第11条の規定により、栃木県収入証紙売りさばきの廃止について、次のとおり届出があったので、同条例第14条の規定により公告する。

平成27年6月5日

栃木県知事 福田 富一

廃 止 年 月 日	氏 名 又 は 名 称	売 り さ ば き 場 所
平成27年5月29日	都賀町商工会	栃木市都賀町原宿536

(会計局会計管理課)

人 事 委 員 会

○平成27年度栃木県職員（社会人対象）採用試験の実施

平成27年度栃木県職員（社会人対象）採用試験を次のとおり実施するので、競争試験の実施及び任用候補者名簿に関する規則（昭和61年栃木県人事委員会規則第11号）第6条第1項の規定により公告する。

平成27年6月5日

栃木県人事委員会委員長 田 村 澄 夫

平成27年度栃木県職員（社会人対象）採用試験を次のとおり行います。

1 職種、採用予定人員等

職 種	採用予定人員	主 な 勤 務 場 所
総 合 土 木	5名程度	県土整備部各課、土木事務所、公園事務所、下水道管理事務所、農政部各課、農業振興事務所等
建 築	1～2名	都市計画課、建築課、住宅課、土木事務所等

採用予定人員は、欠員の状況等により変更する場合があります。

2 受験資格

(1) 年齢

昭和56年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者

(2) 免許

建築は、1級建築士の免許を取得している者

(3) その他

次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 栃木県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時、場所及び合格者発表

区分	日	時	場 所	合 格 者 発 表※2
第 一 次 試 験	平成27年9月20日（日）		宇都宮市埴田1-1-20 栃木県庁研修館	10月21日（水）（予定）に県庁屋外掲示場に受験番号を掲示して発表するほか、合格者に通知します。
	受 付	8:30～9:00		
	説 明	9:10～9:30		
	教 養 試 験	9:30～11:00		
	適性検査Ⅰ	11:20～12:00		
論 文 試 験	13:10～14:40			
第 二 次 試 験	適性検査Ⅱ	11月8日（日）※1		最終合格者は、11月26日（木）（予定）に県庁屋外掲示場に受験番号を掲示して発表するほか、2次試験受験者に合否を通知します。
	口述試験Ⅰ			
	口述試験Ⅱ	11月15日（日）※1		

※1 詳細については、第1次合格者への通知の中でお知らせします。

※2 合格者の受験番号は、栃木県人事委員会のホームページ（<http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/pref/saiyou/kenshokuin/top.html>）及びモバイル版ホームページ（<http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/m/saiyou/>）にも掲載します。

4 試験の種目、配点及び内容

区分	種 目	配 点	内 容
第 一 次 試 験	教 養 試 験	75点	公務に必要な基礎的な知識及び知能について、択一式による筆記試験を行います（75題出題）。出題分野は別表のとおりです。
	適性検査Ⅰ	-	公務員として必要な素質及び適性を有するかどうかについて行います。
	論 文 試 験	75点	公務員として必要な文章での表現力と、これまでの経験により培われた専門的な知識等について、記述式による試験を行います（職種ごとに2題を出題し、そのうち1題を選択して解答）。（90分：1,100字程度。平成26年度の課題は別表のとおりです。）

第二次試験	適性検査Ⅱ	－	公務員として必要な素質及び適性を有するかどうかについて行います。
	口述試験Ⅰ	110点	公務員として必要な口頭での表現力、論理性と、これまでの経験により培われた専門的な能力等について、プレゼンテーション面接による試験を行います。冒頭に、これまでの社会人経験の内容と、それを公務にどう活かそうとしているかについてプレゼンテーションを行ってもらい、その後、試験員が説明内容の中の専門的な事項について質問する方式で実施します。(1人：約20分)
	口述試験Ⅱ	240点	主として人物について、個別面接による試験を行います。(1人：約30分)
資格調査	－	受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査します。	

(備考)

- 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。ただし、教養試験、論文試験及び口述試験Ⅱの得点にはそれぞれ合格基準を定めており、この基準に達しない場合は、他の試験の得点にかかわらず不合格となります。なお、教養試験の合格基準に達しない場合は、論文試験の採点は行いません。
- 試験問題(教養試験)の一部例題を公表しています。例題の数は3題です。例題は、栃木県人事委員会のホームページ又は県民プラザ(県庁本館2階)において閲覧できます。
- 口述試験Ⅰ・Ⅱは、事前に面接カードを提出してもらいます。詳細については、第1次合格者への通知の中でお知らせします。

5 採用

最終合格者は、平成28年4月1日採用予定です。

6 給与

学歴及び経歴を考慮の上、初任給(給料)が決定されます。例えば、採用時の年齢が30歳で、大学卒業後の職務経験年数が8年の場合、約22万円が支給されます。(採用前の経歴の種類等より金額は異なります。)

このほか、扶養手当、地域手当(県内勤務の場合は2.9%)、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当等がそれぞれの条件によって支給されます。

7 受験手続

申込方法によって受付期間が異なるので注意してください。

試験案内・申込書・受験票は、各地方合同庁舎内の県民相談室、とちぎジョブモール及び栃木県東京事務所でも配布するほか、栃木県人事委員会のホームページからダウンロードできます。

なお、車椅子を使用するなど受験に際して要望のある方は、会場準備の都合がありますので、申込みの際に必ずその旨を御連絡ください。

○ インターネット(電子申請)による場合

申込先	栃木県人事委員会のホームページにアクセスして、「インターネット申込み」をよく読んでからお申し込みください。
申込方法	<ul style="list-style-type: none"> 電子申請による申込み後、10分以内に「申込完了通知メール」(到達のお知らせ)が電子メールで送信されます。 申込みの審査終了後、「審査終了と受験票発行予定のお知らせ」が電子メールで送信されます。(申請から3日以内(土・日は含まない。)) 受験票を各自でA4サイズの用紙に印刷し、写真を貼って署名の上、はがき大の厚紙に貼って第1次試験当日に持参してください。 「審査終了と受験票発行予定のお知らせ」が届かず、受験票を作成できないときは、8月20日(木)までに人事委員会事務局に電話で照会してください。 パソコンの機種や環境等により利用できない場合があります。 使用するパソコンや通信回線の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いませんので御了承ください。

受付期間	8月10日（月）8時30分～8月18日（火）17時15分（受信有効） 手続に時間のかかる場合がありますので、余裕を持って早めに申込手続を行ってください。電子申請システムの臨時保守のため、受付期間でも申込みができない場合があります。
------	--

○ 郵送・持参による場合

申 込 先	所定の申込書及び受験票に必要な事項を記入し、次のところまで郵送又は持参してください。
申込方法	栃木県人事委員会事務局 〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20（県庁南館1階） 電話 028-623-3313 申込みの時には受験票に写真を貼らないでください。受付終了後、第1次試験当日までに写真を貼って、試験当日持参してください。 ◆郵送の場合の注意点 ・受験票に、宛先を明記し、52円分の切手を貼ってください。様式をダウンロードして使用する場合は、A4サイズ用の紙に印刷し、受験票を切り離して、郵便はがきに貼り、宛名を明記してください。 ・申込書及び受験票を郵送後、10日以内に受験票が返送されない場合は、人事委員会事務局に電話で照会してください。 ・封筒の表に「社会人対象試験申込」と朱書きし、裏には住所及び氏名を必ず書いてください。 ・申込書及び受験票は信書に該当しますので、「郵送」は日本郵便株式会社による信書の送達に限ります。なお、普通郵便による郵送で事故が発生した場合の責任は負いかねますので、簡易書留郵便等の確実な方法によりお申し込みください。 ◆持参の場合の注意点 ・受験票には、切手の貼付及び宛先の記入は不要です。様式をダウンロードして使用する場合は、受付後に受験票を切り離して、はがき大の厚紙に貼ってください。
受付期間	（郵送）8月10日（月）～8月26日（水）（消印有効） （持参）8月10日（月）～8月26日（水）8時30分～17時15分（土・日は受付できません。）

8 試験結果の簡易開示

試験の結果については、口頭で開示を請求することができます。開示を希望する場合は、受験者本人が、顔写真付き身分証明書（運転免許証、学生証等）を持参の上、土・日・祝日を除く8時30分から17時15分までの間に人事委員会事務局においてください。電話、はがき等による開示請求はできません。（棄権者は開示請求できません。）

開示請求できる人	開 示 期 間	開 示 する 内 容	開 示 場 所
第1次試験不合格者	第1次合格者発表の日から1か月間	種目別得点、総合得点及び総合順位	人事委員会事務局 （土・日・祝日を除く 8：30～17：15）
第2次試験受験者	最終合格者発表の日から1か月間		

※ 教養試験が合格基準点に達しない受験者にあつては、論文試験の採点を行いませんので、第1次試験については教養試験の得点のみが開示の対象となります。

〔別表〕

試 験 種 目	出 題 分 野
教 養 試 験	「社会的関心と理解について問う分野」 報道されている国内外の出来事に関心をもっていれば解答できる問題、ニュースの理解のために必要な基本的知識を問う問題、地方自治の基礎的知識を問う問題 「言語的な能力を問う分野」

	<p>日常目にするような日本語の文章や語彙、用法、漢字、簡単な英文や英語の用法等の理解を問う問題 「論理的な思考力を問う分野」 与えられた文章やグラフ、表などから、論理的に考察することにより正答を導き出す問題</p>
<p>論 文 試 験</p>	<p>平成26年度課題（課題1又は課題2のいずれか一つを選択して解答） （総合土木） 課題1 今後、橋梁や下水道、農業水利施設などの社会資本の維持管理及び更新に県としてどのように取り組むべきか、土木技術者の立場からその課題と対応策について、あなたの考えを述べなさい。 課題2 大規模な自然災害に対し県としてどのように取り組むべきか、土木技術者の立場からその課題と対応策について、あなたの考えを述べなさい。 （建築） 課題1 膨大な公共施設の管理と老朽化への対応、厳しい財政状況下での更新需要の抑制、環境問題などの課題について、経営的な視点から、建設投資、管理運営に要するコスト縮減、計画的な施設の保全・長寿命化をどのように進めるべきか、あなたの考えを述べなさい。 課題2 高齢化世帯が増加している状況を踏まえ、今後の住宅政策のあり方について、まちづくりや空き家対策等の観点も含めて、あなたの考えを述べなさい。</p>